

議案第 26 号

市川市手数料条例及び市川市印鑑条例の一部改正について

市川市手数料条例及び市川市印鑑条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 5 年 9 月 1 日提出

市川市長 田 中 甲

市川市条例第 号

市川市手数料条例及び市川市印鑑条例の一部を改正する条例

(市川市手数料条例の一部改正)

第 1 条 市川市手数料条例(平成 11 年条例第 40 号)の一部を次のように改正する。

第 2 条ただし書中「個人番号カード」の次に「又は電気通信事業法(昭和 59 年法律第 86 号)第 12 条の 2 第 4 項第 2 号ロに規定する移動端末設備」を加え、「同号アからエまで」を「同条例第 2 条第 1 項第 1 号アからエまで」に改める。

(市川市印鑑条例の一部改正)

第 2 条 市川市印鑑条例(昭和 52 年条例第 1 号)の一部を次のように改正する。

第 12 条第 5 項中「又はその代理人は、個人番号カード」を「は、個人番号カード又は電気通信事業法(昭和 59 年法律第 86 号)第 12 条の 2 第 4 項第 2 号ロに規定する移動端末設備」に、「を当該機器に入力しなければ」を「の当該機器への入力その他の必要な操作を行わなければ」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

## 理 由

電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律の改正により移動端末設備を利用した証明書等の交付サービスを開始することに伴い、証明書等を交付する場合の手数料及び手続に係る規定を整備する必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。